

「福島県原子力損害対策協議会」

原子力損害賠償の完全実施に関する 緊急要望・要求活動 結果概要

□日 時 平成30年2月5日（月）10：45～14：15

□要望(要求)者 会長代理：福島県副知事 鈴木正晃
副会長代理：IAグループ東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策福島県協議会 副会長 宗像実
副会長：福島県商工会連合会 会長 轡田倉治
副会長：福島県市長会 会長 立谷秀清（相馬市長）※文部科学省出席
副会長：福島県町村会 会長 遠藤栄作（鏡石町長）

□要望(要求)先 経済産業省（対応者 副大臣 武藤容治）
文部科学省（対応者 副大臣 水落敏栄）
復興庁（対応者 事務次官 関博之）
東京電力ホールディングス株式会社
（対応者 代表執行役社長 小早川智明ほか）

※上記のほか、原子力損害賠償紛争審査会に対しても要望書を別途提出

□要望(要求)項目

- 1 営業損害に係る賠償
- 2 被害者や地域の実情を踏まえた賠償
- 3 被害者の視点に立った親身・迅速な賠償
- 4 原子力損害賠償紛争解決センターによる和解の仲介
- 5 自主的避難等に係る賠償
- 6 地方公共団体に係る賠償
- 7 消滅時効への対応
- 8 賠償金の税制上の取扱い（国のみ）
- 9 生活再建と住民帰還に向けた政府による復興施策等の確実な実施（国のみ）

□内 容

鈴木県原子力損害対策協議会会長代理から、国、東京電力に要望(要求)書を手交し、緊急要望(要求)を行った。対応者等の発言内容は以下のとおり。

1 東京電力（対応者 代表執行役社長 小早川智明ほか）

10：45～11：30 東京電力本館 3階 C会議室

【鈴木県協議会会長代理（副知事）】

- 東京電力においては、被害者が一日も早く生活や事業を再建することができるよう、中間指針に明記されていない損害への対応を含め、被害者それぞれの立場に立った賠償を的確、迅速に行い、原子力災害の原因者としての責任を最後まで果たすべきである。
- よって、福島県民の総意として、原子力損害賠償の完全実施を強く要求する。



【東京電力 小早川社長】

- 福島原子力発電所事故から間もなく8年目を向かえようとしている。福島県の皆様、それから県、市町村、関係団体の皆様には今なお多大なる御負担、御心配をおかけしていることを改めてお詫び申し上げます。
- 当社としては、福島の復興が私達の原点との考えにいささかも変わりはなく、福島の皆様が一刻も早く生活再建や事業再開ができるよう、迅速かつきめ細かな賠償を徹底するとともに、最後のお1人まで賠償を貫徹し、国の復興施策にも最大限努力していく。
- 本日は、福島県原子力損害対策協議会の皆様からの御意見や御要望をしっかりと伺いし、少しでも前に進めるよう真摯に対応してまいります。
- また、この度、当社では風評被害対策に向けた取組を行っていくための風評被害に対する行動計画を策定した。その骨子の資料を用意したので、時間がある時に御一読いただきたい。

【鈴木県協議会会長代理（副知事）】

- それでは、まず私から福島県原子力損害対策協議会の会長代理として、要求書に沿って特に5項目について要求する。

<営業損害に係る賠償>

- 要求書2頁の1（1）ア。平成31年1月以降の避難指示区域外における農林業の賠償について、農林業者や関係団体の意見を十分に踏まえた上で、継続検討することとなった事項を早期に確定させるとともに、追加的費用の賠償の内容について明示すること。

- 要望書 2 頁の 1 (2) ア。商工業等に係る営業損害の一括賠償で年間逸失利益の 2 倍相当額の賠償を受けられなかった被害者からの相談や請求についても相談窓口等で丁寧に対応し、状況の変化があれば、的確な賠償を行うこと。
- 要望書 2 頁の 1 (2) ウ。商工業等に係る営業損害の一括賠償後の取扱いについて、被害者からの相談や請求に丁寧に対応し、地域の状況や事業の特殊性、個別具体的な事情をしっかりと把握した上で、損害の範囲を幅広く捉え、被害の実態に見合った賠償を的確かつ迅速に行うこと。

＜被害者や地域の実情を踏まえた賠償＞

- 要望書 3 頁の 2 (4)。避難指示解除後の賠償が継続する相当期間について、避難指示解除後の現状をしっかりと把握した上で、それぞれの地域の特別な状況や個別具体的な事情に応じて柔軟に対応し、生活や事業の再建のために必要な期間を確実に確保すること。
- また、相当期間経過後の特段の事情がある場合については、個別具体的な事情に応じて柔軟に対応すること。

＜原子力損害賠償紛争解決センターによる和解の仲介＞

- 要望書 4 頁の 4 (1)。原子力損害賠償紛争解決センターが提示する総括基準や和解仲介案を原子力災害の原因者としての自覚を持って積極的に受け入れ、確実かつ迅速に賠償を行うとともに、同様の損害を受けている被害者に対しては、和解仲介の手続によらず直接請求によって、一律に対応すること。

＜地方公共団体に係る賠償＞

- 要望書 5 頁の 6 (3)。復興をさらに加速させる観点から、地方公共団体の財物の賠償については、県や市町村等の意向を十分に踏まえ、賠償基準を早急に確定させ、迅速に賠償を行うとともに、個別具体的な事情による損害についても柔軟に対応すること。
- 要望書 5 頁の 6 (4)。原子力損害賠償紛争解決センターによる県や市町村の和解仲介実例を被害の状況が類似している他の地方公共団体における損害にも適用し、直接請求により公平な賠償を確実かつ迅速に行うこと。

＜風評被害に対する行動計画＞

- 先ほど、小早川社長から風評被害に対する行動計画について話があったが、福島県の風評払拭に向けて、生産者をはじめとする福島県民の思いをしっかりと受け止め責任を持って取り組んでいただきたい。

【東京電力 小早川社長】

- 1 つ目の農林業の営業損害に係る賠償について。平成 30 年以降の避難指示区域外における農林業の風評賠償については、昨年 12 月に J A グループ協議会との間で、新たな損害額の算定方式等に平成 31 年 1 月から変更し、その間は現行の賠償方式を継続することで合意に至った。

- 新たな算定方式の基準価格の設定など継続して検討することとされた項目については、引き続き、農林業関係者の御意見をしっかりと踏まえ、できるだけ早期に確定させたい。
- なお、追加的費用については、個別の御事情をお伺いした上で、必要かつ合理的な範囲で適切に賠償したい。
- 2つ目の商工業等の営業損害に係る賠償について。当社事故との相当因果関係の確認にあたっては、請求者に御提出いただいた請求書の記載内容や資料による確認に加え、事業者を訪問し直接お伺いした御事情を踏まえて、丁寧に対応させていただいている。
- また、一度、弊社事故との相当因果関係を認めることが困難だと判断した請求者について、追加で新たな御事情をお伺いした場合や、新たな証明書類を御提出いただいた場合には、内容を確認させていただいた上で、適切に対応させていただく。
- 一括賠償後の取扱いについては、やむを得ない特段の事情により、損害の継続を余儀なくされ、当社事故との相当因果関係が認められる損害が、一括賠償額を超過したとの申し出がある場合には、原則、現地にお伺いして、直接事情を聞く等により、個別に御事情を丁寧にお伺いさせていただいた上で、適切に対応させていただいている。
- また、一括賠償後の個別の御事情をお伺いさせていただく上で、新たな証明書類等の御提出をお願いすることもあるが、極力これまでに御提出いただいた書類を活用し、請求者の御負担を軽減するよう柔軟な対応に努めてまいる。
- 3つ目の避難指示解除後の相当期間について。避難指示の解除日から住居に戻るために通常必要となると思われる準備期間である、いわゆる相当期間の経過後に生じた避難費用等については、中間指針に基づき、現在、対応させていただいている。
- いずれにせよ、相当期間経過後の特段の御事情については、被災者の皆様の相談に対して、個別の御事情を丁寧に把握して、公平かつ適切な賠償を行ってまいりたい。
- 4つ目の原子力損害賠償紛争解決センターによる和解の仲介について。当社としては、新々・総合特別事業計画に掲げているとおり、中間指針の考え方を踏まえ、原子力損害賠償紛争解決センターから提示された和解仲介案を尊重するとともに、個別事案の迅速な解決に向けて、引き続き取り組んでまいる。
- なお、直接御請求いただいた場合についても、原子力損害賠償紛争解決センターの総括基準や和解事例等を参考に、被害を受けられた方々の個別具体的な御事情をお伺いした上で、適切に対応してまいる。
- 最後に地方公共団体に対する賠償について。地方公共団体が所有されている公共財物の賠償については、昨年9月に原子力損害賠償紛争審査会で取りまと

められた共通見解を踏まえ、本年1月17日に開催された原子力損害賠償紛争審査会において、当社としての考え方を示した。

- 現在、関係する自治体と具体的な調整を進めているところだが、できるだけ早期に賠償を開始できるよう対応してまいる。
- なお、原子力損害賠償紛争解決センターによる県や市町村の和解仲介例についても、その考え方を参考にして、各々の地方公共団体の個別具体的な御事情をお伺いした上で、適切に対応してまいる。
- 当社としては、原子力損害賠償紛争解決センターの総括基準や和解事例等を参考に、引き続き親切な賠償に取り組んでまいる。
- 以上、5項目について回答申し上げたが、頂いた御要望に対しては真摯に対応してまいりたいので、お気づきの点があれば引き続き御指導をお願いしたい。

【宗像JA協議会副会長】

- 平成30年以降の農畜産物の風評賠償について、昨年1年間、御社と協議・検討を行い、生産者やJAグループ協議会会員団体等の意見を踏まえ、一部は合意し一部は継続協議となった。
- しかしながら、生産者やJAグループ協議会関係者の中には御社の提案内容について、納得や理解をしていない人が少なくない状況にあることから、今後、協議・検討を進めるに当たっては、分かりやすい資料の提示や丁寧な説明に努めるとともに、生産者や関係者の意見・要望に対して真摯に対応していただきたい。
- さらに、一昨年に合意した避難指示区域内と出荷制限品目の一括賠償については、概ね予定どおりに進んでいるが、一括賠償を超える賠償の考え方については、未だに何も提案がない状況である。避難指示区域の再編や一部の農業者においては、移転再開、帰還再開等の動きが見られることから、早急に考えを整理し提案するよう改めて要求する。
- 最後に、福島県の農畜産物は以前として風評被害を受けており、多くの農業者は将来の農業経営に対して不安を抱いていることから、生産者の納得の得られる賠償スキームを早急に構築するよう強く要求する。

【轡田商工会連合会会長】

- 一括賠償後の賠償について、小規模事業者が相当因果関係を証明するのは困難なのが現実である。先ほどの小早川社長の話と現実とでは大きな相違があり、会員事業所から寄せられている苦情と食い違ふ。そういうことがないように、特に相当因果関係の根拠や判断の仕方を分かりやすく丁寧に説明していただきたい。また、賠償として該当するかどうかを判断する材料にするためにも事例を公表してほしい。

- 風評被害で最も頭を悩ませるのは、廃炉現場での人為的なミスである。マスクミにより廃炉現場での人為的なミスが報道された途端に旅館等にキャンセルが入る。原発から遠く離れた会津でもそういう事例が発生しているので、人為的なミスは起こさないようくれぐれも注意してほしい。

【東京電力 小早川社長】

- 平成31年以降の避難指示区域外の農林業における損害賠償については、JA協議会から御意見を頂戴しながら、具体的な検討を進めさせていただいていくところであり、まずは検討への御協力に感謝申し上げます。
- 今、宗像JA協議会副会長から御意見をいただいた今後の検討の進め方については、生産者や関係団体の御意見をしっかりと踏まえ、平成31年1月からの導入に向けて、できるだけ早期に合意できるよう精力的に検討を行ってまいります。分かりにくい、丁寧にとの御意見を肝に銘じ、しっかりと御相談申し上げます。
- なお、検討にあたっては極力JAグループの会員団体の御負担にならないようにも配慮してまいりますと考えているので、引き続き御指導いただきたい。
- 避難指示区域内及び出荷制限等に係る一括賠償後の取扱いについても、農林業者の御意見をしっかりと伺いながら検討していくので引き続き御協力いただきたい。
- 避難指示区域外における商工業者への賠償について、商工業は業種・業態が多岐に渡り、同一の業種でも事業規模、事業内容、地域等により損害が発生している状況が異なることから、一律に類型を示すことが難しい状況にある。
- しかしながら、轡田商工会連合会会長から御意見を頂いたとおり、請求者ごとの具体的な御事情をよくお伺いし、丁寧かつきめ細かに対応した上で賠償させていただきます。
- 先ほど話のあった小規模事業者による相当因果関係の証明について、一括賠償後の個別の御事情をお伺いする際には、これまで頂いた書類を活用するなど、できるだけ請求者の御負担を軽減するように努めてまいります。
- 鈴木副知事から話のあった風評対策については、私どもとしても事業者と一緒に取り組んでいくべきことだと考えている。特に、轡田商工会連合会会長から福島第一原子力発電所における廃炉作業において色々な不具合が発生すると、それがまた不安材料になるとの話があったが、昨年9月に新しい中長期ロードマップが示され、これから安定的かつ安全に作業を進める環境が整いつつあるので、しっかりと情報発信をしてまいります。引き続き、御迷惑をおかけすることないように努めてまいります。

【立谷市長会会長（相馬市長）】

- 福島市、郡山市、いわき市、二本松市から、原子力損害賠償紛争解決センターの決定が遅いので早くしてほしいとの強い要望がある。
- 相馬市における事例として、学校給食の放射線を計測するシンチレーションカウンターが購入から5～6年が経過し、機器の劣化によるエラーが頻発したので、急遽購入することとした。このような財源は待ったなしであり、賠償されるまでに時間がかかっては困る。対応が後手後手にならないように先に購入して、それから賠償請求する流れの繰り返しになっている。
- もう1つは民間事業者からの要望。商工会連合会の話と重複するが、相馬市に成田食品という日本有数のもやし工場があるが、風評被害でなかなか売れない。当然、原子力損害賠償紛争解決センターに申立をしているが、決定まで時間がかかるため資金繰りが厳しくなっている。このようなことで会社が倒産し地域の雇用が奪われるようなことがあってはならない。
- 原子力損害賠償紛争解決センターの決定が遅いということに対して2つの事例を申し上げたが、しっかりと対応してもらいたい。
- それから、例えば、原発事故により増加したイノシシが農作物を荒らすため、イノシシを狩猟するための狩猟者の増員、狩猟したイノシシの焼却等、派生する事業が色々と生じてくる。
- また、相馬市の事例だが、相馬市には避難指示区域がないので、最後まで残るのは風評被害になる。相馬は沿岸漁業のメッカだが、この風評被害によってなかなか漁業が復活できない。風評被害払拭のための食品の安全性をアピールするためのイベントについても請求させていただきたい。

【遠藤町村会会長（鏡石町長）】

- 私からは地方公共団体に対する賠償について申し上げる。
- 県内の自治体はこれまで住民の安全・安心を守るため、様々な検査や風評被害対策などの事業を実施してきたところであり、自治体によっては、専門の部署を設けるなどして、原発事故に対応してきたところである。
- しかしながら、それら専門部署設置に伴う人件費や超過勤務手当、風評対策事業などについて賠償されたのは、一部のみに留まっている。
- 原発事故がなければそれら検査や事業に人も予算も割く必要はなかった訳であり、鏡石町でも実際に原発対策室を設けているところである。
- ついては、要求書にあるとおり、自治体が住民の安全・安心を守るために実施した様々な事業については、政府指示の有無にかかわらず、原発事故との因果関係は明らかなので、請求手続きの簡素化を図り、迅速かつ確実な賠償を強く要求する。
- また、併せて、原発事故によって生じた地方税や固定資産税等の普通税等の

減少分についても、確実に賠償されるよう要求する。

- なお、これらについては、以前から申し上げているので、しっかりと我々の要求に応じていただきたい。
- 次に公共財物の賠償について。御社の基本的な考え方が、先月の原子力損害賠償紛争審査会で示されたが、実際の賠償にあたっては、今回の考え方をしっかりと守った基準を早急に取りまとめていただき、迅速に賠償されるよう強く要求する。
- 特に、一律の基準では当てはまらないような個別具体的な損害についても当該町村等の意向を十分に踏まえ、柔軟に対応いただくよう要求する。
- 最後に、公共財物に関連して市町村や財産区の公有林に対する賠償について。市町村や財産区が保有する山林は、歴史的にも地元との関係が深く、住民は自分たちの山として非常に愛着をもっているが、その山林で損害が生じているにもかかわらず、賠償が進んでいない現状に不満の声が上がっている。
- 先月の原子力損害賠償紛争審査会では、地方公共団体の山林で、販売を目的とする森林の保護、育成、伐採を行う営林などについては、賠償対象とすることが適当であるとされたところなので、市町村や財産区からの相談や請求に丁寧に対応いただくとともに、避難指示等のあった区域はもちろんのこと、区域外の財産区を含めた公有林について、しっかりと賠償を進めていただくよう、強く要求する。
- 最後に一言付け加えさせていただく。これまでも町村会では、御社が新々・総合特別事業計画で掲げた3つの誓い、「最後の一人まで賠償貫徹」、「迅速かつきめ細やかな賠償の徹底」、「和解仲介案の尊重」を、全ての賠償に携わる者に徹底いただき、賠償業務にあたるよう、強く求めてきた。
- 今後も損害のある限り賠償するという方針をしっかりと堅持いただき、三つの誓いに則り、被害者の立場に立って、全ての賠償を行っていただくよう要望する。
- なお、原発事故が発生した時、原発事故は戻せないが福島原発という名称は変更できるだろうと2、3回話をさせていただいたが、変わらないまま今日に至っている。風評被害対策の一環として、可能であれば頭に東京電力と付して東京電力福島原発と名称を変更してもらいたい。

【東京電力 小早川社長】

- 地方公共団体が所有する公共財物の賠償の方針については、1月17日に既に基本的な考え方を表明させていただいたところ。今後、地方公共団体の御理解のもと、一つの区切りとして年度内を目途に確定させていただけるよう努力してまいりますと考えている。引き続き御指導よろしくお願ひしたい。
- 立谷市長会会長、遠藤町村会会長から、全般的な対応の遅さ、ADRの話、

新たな課題や風評被害への対応、証憑類に係る手続き対応についての御意見をいただいたと理解している。

- 総じて私どもで遅くなってしまった部分については、できるだけ速やかな対応を図って。同時に担当者の御負担を極力軽減させていただくための証憑類の簡素化や収集のお手伝いについては、柔軟な対応を進めさせていただきたい。
- 頂いた御意見のいくつかについては、広い意味では風評対策も含めて今の前提となっている中間指針の賠償のフレームの範囲で対応できるのかどうか、これから国とも相談しながらしっかりと生活再建や事業再開に向けて形が作れるように検討を進めてまいりたい。
- いずれにしても、当社としては、新々・総合特別事業計画に掲げている3つの誓いに従い、最後の1人までしっかりと賠償を貫徹させていきたいと考えている。引き続き、御指導をよろしくお願ひしたい。

【鈴木県協議会会長代理（副知事）】

- 私から再度3点ほど確認させていただく。
- まず1点目。農林業の風評賠償については、農家の経営努力により発生した追加的費用の具体的な内容を含め、継続して検討することとなった事項に関し、関係団体の意向を十分に踏まえた上で、早期に確定させていただきたい。
- 2点目。商工業等に係る営業損害の一括賠償後の取扱いについて、先ほど轡田会長からも相当因果関係の証明の難しさについて話があったが、全体的な傾向を示す統計資料等によって判断するのではなく、被害者の個別具体的な事情を丁寧に伺っていただきたい。

加えて、避難地域の復興に重要な役割を果たす病院や、教育旅行の回復が途上にある観光業など、それぞれの地域の状況や事業の特殊性もしっかりと把握した上で、被害の実態に見合った賠償を的確かつ迅速に行っていただきたい。

- 3点目。避難指示区域の自治体財物の賠償基準について、先ほど小早川社長から3月までにある程度確定させたいとの話があったが、年度内に確定させるということを再度確認させていただきたい。

また、賠償に当たっては、インフラや山林も含め、自治体それぞれの個別具体的な事情による損害についても柔軟に対応していただきたい。

- 最後に、小早川社長が就任してからはじめての要求活動なので、基本中の基本ではあるが、東京電力として、損害がある限り最後の1人まで賠償は継続するというのを、再度、社長から説明願ひたい。

【東京電力 小早川社長】

- ただいま鈴木副知事から御要望頂いた内容について、改めて御回答申し上げます。

- 1点目の農林業者に対する風評賠償については、引き続き、農林業関係者の御意見をしっかり踏まえ、今後の賠償方針について早期に確定できるよう鋭意検討してまいります。
- 2点目の商工業者に対する一括賠償後の取扱いについては、個々の事業者が営まれている事業内容等により、損害が発生している状況等が異なることを念頭に個別具体的な御事情等を丁寧にお伺いさせていただいた上で、しっかりと適切に対応させていただきたい。
- 3点目の地方公共団体が所有されている公共財物の賠償基準については、繰り返しになるが、地方公共団体の御理解のもと、今年3月末を目途に確定させていただけるよう最大限努力してまいります。自治体の皆様が極力御負担を軽減できるように証憑書類の簡素化等、収集のお手伝いもしっかり努めてまいります。
- また、一律の考え方による賠償が必ずしも適当ではない賠償については、個別の御事情を踏まえ、必要かつ合理的な範囲で賠償してまいります。
- いずれにしても、当社としては損害が続く限り賠償するという考え方に何ら変わりはなく最後の1人まで適切に賠償をしてまいります。

【立谷市長会会長（相馬市長）】

- 地方公共団体への賠償について、先ほど私が申し上げたのは、原子力災害対策に伴い、例えば、原発事故に起因し増加したイノシシの対策として猟銃のタマ代や狩猟の要請、風評払拭のための新たなイベントが必要になってくる。このように地方公共団体の事業として派生してくる経費についてもしっかり対応してほしいということである。

【東京電力 小早川社長】

- お手元の風評被害に対する行動計画にも少し記載させていただいているが、これから色々と事業が再開する上で、必要な措置も発生してくるものと私どもは考えている。
- 中間指針に則った賠償のフレームワークのみでは、しっかりとした地元の復興・再生にはならないという問題意識も持っている。賠償として対応する枠を超えている部分については、しっかり検討して御意見を伺いながら対応してまいります。

【鈴木県協議会会長代理（副知事）】

- 最後に私から申し上げます。
- 地方公共団体の財物賠償について、年度内に賠償基準を確定させたいとの回答があった。我々も精力的に対応するので、今回でしっかりと確定してほしい。
- 原発事故から間もなく7年が経過しようとする今もなお、多くの県民が避難生活を余儀なくされ、各方面に風評の影響が根強く残るなど、依然として厳し

い状況が続いている。

- 被害者1人1人が1日も早く生活や事業を再建することができるよう、東京電力においては、損害がある限りは賠償を行うという考えの下、被害の実態に見合った賠償を的確、迅速に行い、原子力災害の原因者としての責任を果たしてほしい。
- 本日の各代表者からの意見を真摯に受け止め、個別具体的な賠償も含めて、被害者の立場に立った対応を誠意を持って行ってほしい。

2 経済産業省（対応者 副大臣 武藤容治）

13:00～13:15 経済産業省本館 11階 副大臣室

【鈴木県協議会会長代理（副知事）】

<営業損害に係る賠償>

- 要望書2頁の1（1）ア及びイ。農林業の賠償について、一定程度の合意はなされているが、継続検討することとなった事項については、関係団体等の意見を十分踏まえた上で早期に確定させるとともに、追加的費用の賠償の内容については明示するよう御指導をお願いしたい。
- また、依然として農林水産物の風評被害が発生しているので、十分な賠償が確実に継続されるようにしていただきたい。
- 要望書2頁の1（2）ア。商工業等の賠償については、一括賠償で2倍相当の賠償を受けられなかった方々が、窓口で門前払いされるという事例も聞いているので、被害者から相談や請求があれば、丁寧な対応をさせるようお願いしたい。
- 要望書2頁の1（2）ウ。商工業等に係る営業損害の一括賠償後の取扱いについて、特に病院や観光業等は、まだまだ風評が厳しい状況にあるので、地域の状況や事業の特殊性等、個別具体的な状況を勘案して対応するよう御指導をお願いしたい。

<被害者や地域の実情を踏まえた賠償>

- 要望書3頁の2（4）。避難指示解除後の賠償が継続する相当期間について、特段の事情がある場合は、地域の状況や個別具体的な事情に応じて、柔軟に対応するよう御指導をお願いしたい。



＜地方公共団体に係る賠償＞

- 要望書 6 頁の 6 (3)。地方公共団体の財物については、民間優先ということ
で対応が遅れている状況ではあるが、本日午前、東京電力から年度内に賠償基
準を示したいとの回答を得ることができた。我々も精力的に対応するので是非
御指導をお願いしたい。

【武藤副大臣】

- 本日いただいた御要望については、まずはしっかりと受け止めさせていただ
きたい。
- 鈴木副知事から要望のあった農林業の風評賠償については、平成 31 年以降
の新たな算定方式に関して、農林業関係者の御意見をしっかりと踏まえるよう
東京電力を指導させていただく。
- 商工業の営業損害賠償については、被災された商工業者の御相談に対して、
個別の御事情を丁寧に把握しながら、公平・適切に賠償するよう引き続き東京
電力を指導したい。
- また、避難指示解除後の相当期間経過後の特段の事情については、被災者の
皆様の御相談に対して、個別の御事情を丁寧に把握しながら公平かつ適切な賠
償となるように東京電力を指導していきたい。
- 公共財物賠償については、我々としても出来るだけ早く賠償を開始するよう
に東京電力を指導していきたい。
- 福島の復興は経済産業省にとって最重要課題であるので、今後とも地元の皆
様の声に真摯に耳を傾けながら、復興の実現に省を上げて取り組んでまいりた
い。

【宗像 J A 協議会副会長】

- 平成 30 年以降の農畜産物の賠償については、昨年、東京電力に対する御指
導と御協力をいただき感謝申し上げます。おかげさまで平成 30 年以降の損害賠
償の算定方式については一定の方向性を示していただいた。
- しかしながら、東京電力の提案内容について、納得や理解をしていない方々
も少なくないことから、今後の協議・検討に当たっては、分かり易い資料の提
示、丁寧な説明に努めるとともに、生産者や関係者の意見や要望に真摯に対応
するよう東京電力を指導していただきたい。
- さらに、一昨年合意した避難指示区域内と出荷制限品目の一括賠償後の賠償
の考え方については未だに何の提案もないことから、早急に考え方を整理し、
提案させるよう御指導をお願いしたい。

【轡田商工会連合会会長】

- 要望書 2 頁の 1 (2) イのとおり、東京電力の運用基準や個別事情に対応し

た事例を公表していただきたい。

- 商工会の会員の事業規模は大小様々であるが、小規模事業者にとって相当因果関係の証明は非常に難しい。これまでの賠償事例等が公表されれば、その事例等に基づき手続きを行うことができるので、是非御指導をお願いしたい。
- また、廃炉作業において人為的なミスがあると、マスコミに報道され、それが風評被害につながる。放射能とは全く関係のない会津地方にまで影響が及ぶことになるので、そういうことがないように御指導をお願いしたい。

【立谷市長会会長（相馬市長）】

- 先ほど鈴木副知事から病院の話があったが、医者が被災地での勤務を希望しても家族の理解が得られないので、医者の確保が困難な状況にある。これも風評被害である。
- 相馬市では復興は進んでいるが、第1次産業については、風評で売れない状況である。値段がつかない。それが観光や物販等、様々なところに波及している。風評被害が最後まで続く一番の問題だと思う。
- この風評被害の根本には、国民の放射能に対する理解が不足していることにあり、我々が頑張ってもどうにもならないところがある。
- 国民は報道によって放射能に対し過剰な恐怖心を持っている。我々は、「放射能は正しく恐れ賢く避ける、理解させる」という方針でやってきた。相馬市民には放射能教育を行ってきたが、我々が理解しても日本中は理解していないから苦労している。
- よって、放射能教育をしっかりと行ってもらいたいということが市長会からの要望である。
- 文部科学省は放射能教育を行っていると言うが、現実的に理解されていない。この前、林大臣に放射能に関する問題を高校入試に出題するようお願いした。国民が放射能のことについてしっかり理解するという事は非常に大事なことである。

【遠藤町村会会長（鏡石町長）】

- 商工業者などへの賠償に関しては、先程、鈴木副知事より申し上げたとおりだが、東京電力に対し、我々の意向をしっかりと反映するよう、引き続き強く御指導いただきたい。
- なお、当県復興の前提は、第1原発の廃炉・汚染水対策である。今後、燃料デブリの取り出しといった困難な作業工程に入ることとなり、これまで以上に危険が伴う作業が続くこととなるので、国が前面に立ち、安全対策は当然のこと、総力を挙げて取り組んでいただきたい。
- また、当県に対する風評は、未だ根強く、その根源にあるのは、当県の現状

や放射能に対する理解不足だと考える。児童・生徒などに対する放射能への理解促進策などは、主に文部科学省の管轄かとは思いますが、改訂された副読本などにより、放射能への正しい理解が進むことを我々は大いに期待するものである。

- さらに、当県の現状を正しく理解いただくには、やはり実際に足を運んでもらうことが一番であると思っているので、当県の風評払拭に向け、引き続き、経済産業省としても出来得る限りの御支援をお願いしたい。

【武藤副大臣】

- 先ほどの宗像 J A 協議会副会長からの要望も承知している。事例紹介についても東京電力に対し指導していきたい。

【鈴木県協議会会長代理（副知事）】

- 事例紹介は類型化が難しいが、何が良くて何が悪いのかを示してもらわないと、事業者も対応が難しいので、是非ともお願いしたい。

【武藤副大臣】

- 特に風評を何とか収拾させたいという方向性は我々も皆さんと共通している。農林業の方も世界が規制を緩和してきている中で日本をなんとかしなければならぬと感じているところ。
- 教科書の副本の中に放射能に関する内容を入れるという話も聞いているが、それを教える先生が理解していないという現実もある。

【立谷市長会会長（相馬市長）】

- 中央省庁の中に、放射能と放射線の違いを明確に説明できる職員が何人いるか。問題はそこにある。
- 文部科学省は、私が訪問する度にこれだけの放射能教育を行っていると言っているが、私は効果が現れていないということを行っている。
- 全国市長会の会員 75 名を第 1 原発に案内した際、最初に放射能と放射線の違いをレクチャーしたが理解している者は誰もいなかった。市長でさえそういう状況であることから、一般国民においてはなおさら。しっかりと対応しなければならない。
- 放射能とは付き合っていかなざるを得ないので、日本国の問題として受け止めて対応していただきたい。

【武藤副大臣】

- リスクコミュニケーションを新たにやり直しているが、立谷市長会会長の言うとおりで、その辺は更に力を入れて取り組んでいきたい。

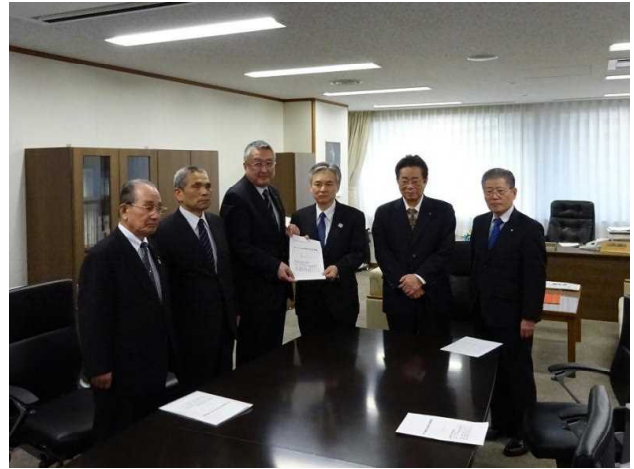
3 復興庁（対応者 事務次官 関博之）

13:30～13:50 合同庁舎4号館 6階 事務次官室

【鈴木県協議会会長代理（副知事）】

＜生活再建と住民帰還に向けた政府による復興施策等の確実な実施＞

- 要望書6頁の9。おかげさまで、避難指示の解除も進み、交通インフラ等の復旧も進展しているほか、震災以降途絶えていた伝統行事が復活するなどしているが、まだまだ課題は山積している。
- 原子力災害による被害者が一日も早く生活や事業を再建するためには、賠償も当然だが、住宅確保、就労の支援、事業再開や転業等の支援、医療や教育、福祉サービス等の充実など、被害者に寄り添ったきめ細かな生活再建策、住民帰還に向けた支援策が必要なので、復興の司令塔となる復興庁が中心となり確実な実施をお願いしたい。



【関事務次官】

- 復興はまだまだ途上で様々な課題があるが、事業の面や、教育、医療、福祉等の行政サービスの面等、全ての分野に目配りしながら総力戦で進めなければならない。
- 皆様や、地域の方々、首長、知事を始め県の皆様、そして私達がしっかりと連携を密にし物事を前に進めていくことが大事な時期だと思っている。
- その上で、各方面からの皆様の話を伺い、また、より良い意見交換をしながら方策や知恵を出すことが必要だと思っている。
- 復興庁の職員にもそれぞれの地域の担当があり、福島復興局は当然だが、本庁の職員も可能な限り現地を訪問するようにしている。その中で、生活を再建するために必要な家、仕事、様々な行政サービス等、全ての面で私達が請け負い、関係省庁とも調整するということが私達の仕事である。
- 復興庁は、最初の頃と比べても今の方が遙かに様々な分野で責任を持たなければならない。
- 引き続き御指導をいただきながらしっかりと取り組み、関係省庁とも議論しながら前に進めていきたい。

【立谷市長会会長（相馬市長）】

- 放射能に対する理解を福島県内だけではなく全国に広げることが重要である。
- 放射線量は決して高いわけではないが、一部のマスコミによる報道で修学旅行が来ない。
- 医療の問題については別途相談したいと考えているが、震災から7年目に入り南相馬市が厳しい状況なっている。
- 東京電力にも要求したが、イノシシ等の対策が頭を悩ませる。射撃訓練場の設置や狩猟者の募集等を行っている。そのくらい切羽詰まってきた。狩猟した豚やイノシシについて、相馬市では焼却処分しているが、埋めているところもあることから、焼却炉の整備もしていかなければならない。そうした財源措置もお願いしたい。

【遠藤町村会会長（鏡石町長）】

- 復興庁においては、被害者の実情や思いなどについては、深く御理解いただいているところではあるが、今後とも被災者に寄り添った施策の確実な実施をお願いするとともに、東京電力に対しては、被害者の視点に立ち、被害者優先の賠償をしっかりと行うよう、強く御指導いただきたい。
- もう一点、復興庁機能の存続についてお願いしたい。町村会では、これまでも復興期間終了後の復興庁機能の存続について要請をさせていただいている。
- また、国においても、先月より被災12市町村を対象に、後継組織のあり方を検討するための調査に入ったとのことだが、長い年月を要する当県の復興に対応した復興庁の後継組織をしっかりと構築するとともに、後継組織にあっては、さらに復興の司令塔としての機能強化を図っていただきたい。

【宗像JA協議会副会長】

- 昨年からの避難指示解除がされているが、なかなか住民が戻らないということが一番の問題だと思っている。
- そこには様々な理由があると思うが、まずは産業がないということ。産業の中でもまずは農業ではないかと考えている。
- 当県の農畜産物にはまだまだ風評被害があるので、風評被害を払拭し、早く帰還して営農できるような環境にするための御支援をお願いしたい。

【轡田商工会連合会会長】

- 商工業等の営業損害に係る一括賠償後の損害について、賠償請求をしても損害を認めてもらえないということが現実になってきている。
- 同じような事例でも認められる場合と認められない場合があるため、損害賠償請求について、公平な扱いをするとともに丁寧な説明や対応をするよう東京電力を指導願いたい。

【鈴木県協議会会長代理（副知事）】

- イノシシの焼却の件については、現在、環境省と広域で対応するように話を進めているところであり、お力添えをいただきたい。

【関事務次官】

- 鳥獣被害については、被害エリアがどんどん広がっているように感じている。復興庁の土井副大臣も現地へ赴き鳥獣被害を目の当たりにして、何か知恵を出さなければならないと認識している。また、環境省と相談している焼却の話もしっかりとやっていかなければならない。
- 福島の原子力災害の関係は、12の地域から復興庁の各担当が話を伺っているところだが、まずは地域ごとの課題や考え方等、頭の整理をさせていただきたいので、色々と教えていただきたい。
- 今やらなければならない問題として最たるものの1つに風評対策がある。戦略を作り、各省庁に協力を依頼して、新年度予算を活用しながらやっていこうと思っている。
- 教育旅行についても、先生も含めてPTAの関係等、様々な面で御協力をいただきたいと思っている。また、海外に対しては外務省に協力してもらっており、これから外国の方々が浜通り等を訪問する予定となっている。外国の方々は不安を抱えながら来日する面もあるが、実情をしっかりと見ていただくと意外と皆さん安心するので、その辺のPRをしっかりとやっていきたい。
- 農業はその地域に住まないと仕事が出来ないため、営農再開の支援というのは非常に大事だと思っている。当然、商工会連合会の会員の皆様もこれまでその地域で長年仕事をしてきたわけであり、そういう地域の産業、地域にいなければ出来ない産業というものをしっかりとフォローし、元のとおり営農再開や事業再開ができるよう支援していくというのも大事な仕事である。
- 農業の場合、仕事の仕方が昔とは大分変わってきており、国が直接行うのではなく、県や市町村と一緒に仕事を進めることが増えている。
- 御苦勞をおかけするが、我々もできることは精一杯やり、まずはそこに住んでいただく。仕事をしていただく。農業は家族で行わなければならない面もあるので家族と一緒に住む。そうすると学校や医療、介護、福祉のサービスも連動し必要になる。一番はその土地に居付く生業であり、産業だと思うので、何が課題になっているのかを教えていただきたい。

【立谷市長会会長（相馬市長）】

- 被災地域、原発被災地域は人手が不足しているが、浜通りの町村には派遣職員がなかなか来てもらえず、当県町村会から当市長会に人を出してもらえないかとの要望があった。全市長に相談したがどの市も余裕はなく大変申し訳ない

が町村会の期待に添うことは出来なかった。

- しかしながら、双葉郡の復興が進まないことには近隣の相馬市やいわき市をはじめ福島県全体の復興も進まない。総務省のスキームだけでは不足していると思うので御配慮いただきたい。

【関事務次官】

- 福島県以外にも応援職員はいるが、そういう方も含めて被災地への派遣を打診してみたい。
- 知事とも相談しながら、福島県内で一生懸命がんばっている応援職員の生き生きとした姿等を発信したい。

4 文部科学省（対応者 副大臣 水落敏栄）

14:00～14:15 合同庁舎7号館 11階 副大臣室

【鈴木県協議会会長代理（副知事）】

＜被害者や地域の実情を踏まえた賠償＞

- 要望書3頁の2（4）。避難指示解除後の賠償が継続する相当期間について、それぞれの地域の特別な状況や個別具体的な事情に応じて、柔軟に対応し、生活や事業の再建のために必要な期間を確保するよう御指導いただきたい。
- また、相当期間経過後の特段の事情がある場合については、個別具体的な事情に応じて柔軟に対応するよう御指導いただきたい。
- 要望書4頁の2（6）。中間指針については、審査会において適時適切な見直しを行っていただきたい。

＜地方公共団体に係る賠償＞

- 地方公共団体に係る財物賠償については、本日午前、東京電力から年度内に賠償基準を確定させたいとの回答をいただき、少しずつ進んでいる状況である。
要望書6頁の6（4）。原子力損害賠償紛争解決センターによる和解仲介実例について、被害の状況が類似している他の地方公共団体における損害にも適用し、直接請求により公平かつ迅速な賠償が行われるよう、文部科学省からも後押しをしていただきたい。
- なお、審査会の鎌田会長にも要望書をお渡しいただきたい。



【水落副大臣】

- 要望1つ目の避難指示解除後の賠償が継続する相当期間については、個別事情をしっかりと把握して、丁寧に賠償を進めていかなければならない。
- 2つ目の適時適切な中間指針の見直しについては、現地視察等を通して地元の要望をしっかりと把握することが大事だと思っているので、引き続き、現地を訪問したい。
- 3つ目の原子力損害賠償紛争解決センターの和解仲介事例については、関係省庁と文部科学省がしっかりと連携して適切な処理をしていきたい。

【宗像JA協議会副会長】

- 農畜産物については、まだまだ風評被害が多く苦勞している。放射能について、県内ではだいぶ理解されてきているが、県外では理解が不足しているのが現状ではないかと感じている。
- 風評被害対策については文部科学省としても御協力いただきたい。

【轡田商工会連合会会長】

- 商工業者としては風評被害が最も頭を悩ませる問題である。特に観光地である会津地方は、放射能とは何の関係もないにも関わらず、風評被害により観光客が未だに震災前の水準に戻っていない状況である。
- 東京電力の廃炉作業において少し問題が生じ、マスコミに報道されると、それが風評被害につながってしまう。放射能とは何の関係もない地域で旅館がキャンセルされる等しているので、そういうことがないように東京電力に対する御指導をお願いしたい。

【遠藤町村会会長（鏡石町長）】

- 東京電力では、中間指針が賠償範囲の最大基準であるかのように、それ以上踏み出さない傾向がある。中間指針はあくまでも賠償範囲の最小基準であるということを東京電力に深く認識させるとともに、被害者優先で被害者の視点に立って柔軟に対応するよう、文部科学省としてしっかりと御指導いただきたい。
- また、当県に対する風評は、未だ根強く、その根源にあるのは、当県の現状や放射能に対する理解不足だと考える。放射能への理解促進策として、放射能に関する副読本がさらに分かりやすく改訂され、児童・生徒に対し配布されるとのことであり、正しい理解が進むものと我々は大いに期待しているので、更なる理解促進策の推進をお願いしたい。
- さらに、当県の現状を正しく理解いただくには、やはり実際に足を運んでもらうことが一番であると思っている。
- 国を始め、関係者の御理解と御協力によって、当県への教育旅行なども大分、回復基調にあるが、それでも震災以前の水準までには回復していない状況であ

る。

については、教育旅行への御配慮をはじめ、当県への風評払拭に向け、引き続き文部科学省としても出来る限りの御支援をお願いしたい。

【鈴木県協議会会長代理（副知事）】

- 原子力損害賠償紛争審査会の中間指針について、我々は最低限の基準として捉えているが、東京電力では最大基準と捉えているので、もう少し柔軟に考えて欲しい。

【水落副大臣】

- 審査会でもその辺をしっかりとやっていくようにしないといけない。

（ 以 上 ）